

計画相談支援の取り扱いについて

令和5年4月28日付で厚生労働省及びこども家庭庁より、『新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について』通知が出されており、令和5年5月8日以降、取り扱いが変更となっております。

別添通知の別紙にある連番24の記載にあるように、サービス利用計画及びモニタリングにおいて、臨時的取り扱いでは、電話や文書等の照会によって行うことが可能となっていました。この通知により臨時的取り扱いが終了となり、居室による訪問を行い、利用者又はその家族と面接をしなければならないとされています。

今後は、以下に記載の基準法令に基づいて適切な相談支援を行うようにしてください。

サービス利用計画及びモニタリング報告書の記載内容に不備がある場合、また適切な支援をしていないことが発覚した場合等にはご連絡をし、差し戻しをする、もしくは給付費の請求を認めない場合もありますので、ご注意ください。

【参考】根拠法令（基準法令）

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談の事業の人員及び運営に関する基準」（抜粋）

「等」とは施設、グループホーム等
本人が居室以外の場所で生活している場をさす。

第15条の2

- 六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、**利用者の居室等**を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 九 相談支援専門員は（略）、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。
- 十 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。

第15条の3

- 二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、**利用者の居室等**を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

○「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（抜粋）

第15条の2

六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、**障害児の居宅**を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 相談支援専門員は（略）、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。

九 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しなければならない。

十一 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。

第15条の3

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、（略）障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。